

条例の要点

市民総ぐるみでいじめ防止推進を宣言

雲仙市の市民憲章では「思いやりと感謝の心で 笑顔の輪を広げます」とうたっており、人権を尊重し自他の生命の大切さを自覚し、互いに手を携えて地域の絆を広げ強めることを目指しています。

その主旨からも、子どものいじめ問題が全国的に憂慮される事態になっている中、いじめ防止を市民総ぐるみで推進していくことを宣言しました。

責務の明確化

市や学校、保護者、市民、事業者などが、いじめの防止及び解決に向け、責任を持ってその対策に取り組むことができるよう、それぞれの責務を明確化しました。

市：いじめの防止及び解決に必要な施策を講じる

学校：いじめの防止に取り組む。いじめを把握した場合は、その解決に向け速やかに対策を講じる

保護者：いじめは許されない行為であることを子どもに説明し、理解させる

市民及び事業者：地域の子どもたちへの見守り、声かけを行う。いじめを発見したときは、速やかに学校、市などに情報を提供する

子どもの努め

子どもも自分自身を大切にし他人を思いやり、いじめを許さない勇気を持ち、互いに仲良く生活できるよう努力します。

専門委員会の設置

専門家による客観的な立場からの調査、調整などを行うため、市いじめ防止専門委員会を市長部局に設置します。

関係者への是正要請

市長は、専門委員会の調査、調整などの結果を受け、必要がある場合は関係者に対して是正要請をします。

是正要請を受けた者は、必要な措置を取るよう努め、対応状況を市長に報告します。

専門委員会への協力

学校、保護者、市民、事業者、関係機関などは、専門委員会の活動に協力します。

個人情報の取扱い

市は個人情報の取扱いに万全を期します。いじめに関する通報、相談などに関与した人も、知り得た個人情報を他人に漏らしてはいけません。